

## 京都大学先端技術グローバルリーダー養成ユニット要項

- 第1 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の2及び第50条の3の規定に基づき、工学、薬学又はその融合分野における創造性及び国際性豊かな優れた人材を養成するための組織として、先端技術グローバルリーダー養成ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。
- 第2 ユニットにおける教育及び研究は、工学研究科及び薬学研究科の博士後期課程在学者又は修了者等を対象として、工学研究科及び薬学研究科が連携して行う。
- 第3 ユニットの実施期間は、平成25年3月31日までとする。
- 第4 ユニットに、ユニット長を置く。
- 2 ユニット長は、工学研究科又は薬学研究科の専任の教授のうちから、第5に定める運営協議会の議に基づき、総長が任命する。
- 3 ユニット長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 ユニット長に事故があるときは、あらかじめユニット長が指名する者が、その職務を代行する。
- 5 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。
- 第5 ユニットに、ユニットにおける教育及び研究の実施その他運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。
- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。
- 第6 ユニットの事務は、工学研究科事務部において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット長が定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命するユニット長については、第4第2項の規定にかかわらず、工学研究科長及び薬学研究科長の推薦する候補者について総長が任命するものとし、その任期は、第4第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。